令和5年6月

和歌山県警察速度管理指針

総合的な速度管理の必要性

速度が高くなれば ⟹ 致死率が上昇

衝突時の速度と歩行者の致死率

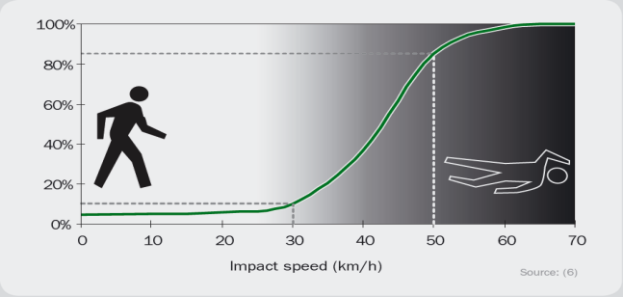

速度による停止距離

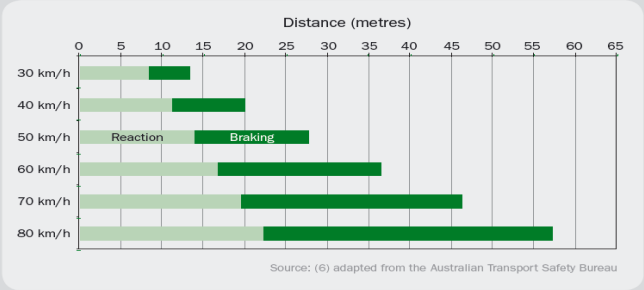

※ Speed management – A road safety manual for decision –makers and practitioners – より

30km/h → 致死率：約10%
50km/h → 致死率：80%以上
※致死率とは、歩行者が車両と衝突し死亡する割合

例）運転中、前方15mに人が飛び出してきた場合、30km/hでは衝突を回避できるが、40km/hでは衝突する。
※運転者の反応時間、路面状況等により停止距離は変わります。
※反応時間とは、危険を感じブレーキを踏むまでの時間

【和歌山県の速度超過による事故の割合〔平成30年5月1日～令和5年4月末の事故分析による〕**】**
規制速度を超過した事故の割合を比べると、

死亡事故は、重軽傷の事故と比べて、**『約8倍』！**

総合的な速度管理の内容

	市街地道路	生活道路	幹線道路	山間部道路
道路の分類	○ 商業施設、主要駅等があり、通勤時間帯には交通渋滞が発生し、日中は人・車が集中する道路	○ 幼稚園、小・中学校等又は通学路があり、住宅が密集する地域内にあって、通勤時間帯には、抜け道として利用する車両の多い道路	○ 隣接府県や県内各地と往来するための主要道で、夜間等に交通量が減少すると走行速度が速くなる道路	○ カーブやアップダウンが多く、行楽時期には観光目的の車やツーリング二輪車の走行が多くなる道路
	【例】 ・ 和歌山市中心部	【例】 ・ 未就学児が日常的に集団で移動する経路 ・ 小・中学校周辺の通学路 ・ 「ゾーン30」整備箇所	【例】 ・ 国道24号、26号、42号 ・ 高速自動車国道等 ・ 主要県道	【例】 ・ 国道371号（元高野龍神スカイライン） ・ 国道370号等
交通事故の概要	○ 早朝・通勤時間帯において、速度超過車両により歩行者・自転車利用者が被害に遭う重大事故に繋がる	○ 歩行者・自転車利用者の通行が多いため、走行速度が速くなると重大事故に繋がる	○ 高速度や居眠り運転等による重大事故に繋がる ○ 早朝・夜間は、車両単独による重大事故のほか、歩行者や自転車利用者が被害に遭う重大事故に繋がる ○ 高速自動車国道では、超高速車両による重大事故に繋がる	○ 速度超過の四輪・二輪車が関係する重大事故に繋がる
事故の特徴による速度管理の目標と施策の例示	【目標】 ○ 早朝、通勤時間帯において、車・二輪車の規制速度遵守 【施策の例示】 ○ 早朝、夜間及び通勤時間帯の速度取締り、赤色灯点灯によるパトロール等の実施 ○ 安全速度遵守のための交通監視活動等による警戒活動を実施	【目標】 ○ 抜け道利用者の流入抑制と走行速度の低速化を実現 【施策の例示】 ○ 未就学児が日常的に集団で移動する経路、通学路及びその周辺における可搬式速度違反自動取締装置等による速度取締りや警戒活動の実施 ○ 交通監視活動等による警告指導の実施 ○ 運転者等に対する規制速度遵守の広報啓発活動を実施	【目標】 ○ 早朝・夜間等における走行速度の抑制 【施策の例示】 ○ 早朝、夜間を中心とした重点的な速度取締りの実施 ○ ドライバーに規制速度遵守を促すための赤色灯点灯によるパトロールの実施 ○ ペースメーカーの誘導により、規制速度の遵守を図る	【目標】 ○ 規制速度の遵守とカーブ等での適正速度走行による重大事故の抑止 【施策の例示】 ○ 行楽時期、休日を中心とした白バイ等による二輪車の無謀運転取締りを強化 ○ 模範二輪運転者等の協力を得るなど利用者に対して広報啓発活動を実施

※ この速度管理指針に基づき、各警察署、高速道路交通警察隊において、重点的に速度取締りを実施する路線・地域等を選定する。
※ 飲酒・無免許等の悪質・危険な違反、信号無視等の交差点関連違反、歩行者等保護の意識を高めるための横断歩行者等妨害等違反、被害軽減のためのシートベルト非着装違反の取締りも実施する。